

にいつ丘陵の森だより 84

里山のプロフィール⑦
森を支える土

私たちが日ごろ森で目にする木や草は、その姿のほぼ半分を見せているにすぎず、後の半分は土の下に隠れている根系部です。根は地上部を支える物理的な働きのほか、土の中の養分や水を吸い込み地上部に送るといった大切な役割を担っています。

森の地面は、特に秋には落葉や枯れ枝、小動物などの遺体(リターと呼ばれます)によって覆われますが、決して厚く積もることはありません。これは、リターが絶えず分解され、土に返されるからです。リターを片付ける森の掃除屋は、土の中に潜んでいるミズズヤヤステ、ダンゴムシ、ダニ、トビムシなどの土壌動物と、キノコやカビなどのおびただしい数の微生物たちです。

森では、植物の葉などを食べる虫、その虫を食べる虫、その虫を食べる野鳥という具合に、順に「食べる、食べられる」の複雑なやり取りが営まれています。さらにそれらはリターとなり、土壌中の生き物によって分解されて養分となり植物に再利用されます。このように森は、土を介して回る物質循環システムが成り立っている生物社会(生態系)なのです。

すぐ足元にありながら土の世界は見逃されがちですが、森を支える文字どおり「緑の下の力持ち」なのです。



の意味では、「森」よりもむしろ「杜」の方が、ふさわしい漢字かも知れません。

(文責:小林正吾)

◀土壌動物の世界(新島、伊東1996原図)

●NPO法人にいがた森林の仲間会の事務局:石油の世界館内 ☎22-1400

- 市役所 (☎24-2111)
- 保健 福祉健康課健康増進係 (☎25-2510)
- スポーツ 生涯学習課スポーツ振興係 (☎22-0916)
- ビデオシアター 視聴覚センター (☎22-0201)
- 教育相談 教育センター教育相談係 (☎24-8888、23-0101)

Calendar table with dates and events. Includes dates like 31, 30, 29, 28, 27, 26, 25, 24, 23, 22, 21, 20, 19, 18, 17, 16, 15, 14, 13, 12, 11, 10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1. Events include: 土曜電話教育相談日, 市民法律相談, 光風会展, 教育相談室, 土曜電話教育相談日, ビデオシアター, トークデイスカッション, 参議院議員通常選挙, 家庭教育講演会, 厚生年金相談, テニス講習会, 土曜電話教育相談日, 市民バドミントン大会, ソフトテニス教室, 図書館休館日, 美術館休館日, 市民窓口課第一相談室, 国立美術館巡回展, 少年野球大会, 土曜電話教育相談日, ビデオシアター, 図書館休館日, 美術館休館日, 市民窓口課第一相談室, 光風会展, 教育相談室, 土曜電話教育相談日, ビデオシアター, トークデイスカッション, 参議院議員通常選挙, 家庭教育講演会, 厚生年金相談, テニス講習会, 土曜電話教育相談日, 市民バドミントン大会, ソフトテニス教室, 図書館休館日, 美術館休館日, 市民窓口課第一相談室, 国立美術館巡回展, 少年野球大会, 土曜電話教育相談日, ビデオシアター, 図書館休館日, 美術館休館日.

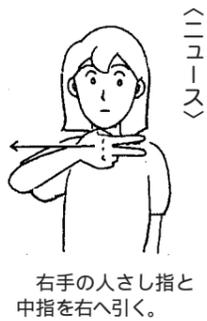
市民カレンダー 7月

国民年金 そうだん

私は所得が少ないので、昨年引き続き保険料免除申請を行いたいのですが、どうすればいいでしょうか。

国民年金保険料は、月額一万三千三百円(平成十六年度)ですが、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが困難な人のために、申請することによって保険料が免除される「申請免除制度」があります。申請免除制度には、「全額免除」と「半額免除」の二種類があり、原則として前年の所得に基づいて判定を行うこととなります。

平成十五年七月以降に国民年金保険料を免除承認された人で、引き続き免除を希望する場合は、あらかじめ手続きが必要です。平成十六年七月から免除を受けるためには、七月から八月末までに手続きを行ってください。国民年金保険料の申請免除についての相談や手続きは、早め



「ニュース」は指文字の「こ」を横に引いたもので表現します。(新しい表現方法。)

ワンポイント 手話レッスン

多彩なアートが待っています



総合芸術空間 新津市美術館
■ところ 新潟県新津市蒲ヶ沢 花と遺跡のふるさと公園内
■開館時間 午前10時～午後5時(入場は午後4時30分まで)
■休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
■問い合わせ ☎0250-25-1301

好きです! きれいなまち・新津

ポイ捨てしな宣言!!

新津市内では、犬の飼い主に、犬のふんの即時回収や公園の砂場でのふんの禁止が、条例により義務付けられています。 ※市民と市内通行者に適用



違反者には 指導・勧告・命令 ...最終的には3万円以下の罰金

市民生活課 環境衛生係 ☎24-2111 内線232